

第1編 総則

第1章 計画の目的及び性格等

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用及び増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興の3段階があり、それぞれの段階において国、公共機関及び地方公共団体並びに住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

災害対策基本法に基づくこの計画は、東日本大震災をはじめ、阪神・淡路大震災、熊本地震など近年経験した大規模な災害の経験を礎に近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思われる諸施策の基本を、国、公共機関及び地方公共団体並びに住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

したがって、本計画は災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えて行くものとする。

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、火山災害、雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、林野火災及び原子力災害（以下「風水害等」という。）及び地震災害に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

- (1) 第1編 総則
- (2) 第2編 震災対策編
- (3) 第3編 風水害等対策編
- (4) 第4編 個別災害対策編
- (5) 資料編

3 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

(2) 災害応急計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し又は災害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急的救助の措置についての基本

的な計画

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たっての基本的な計画

4 計画の性格及び方針

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により高畠町防災会議が策定する高畠町地域防災計画として、本町における防災対策の基本となる計画とする。

この計画の性格及び方針は次のとおり。

- (1) この計画は、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備える。
- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつでもどこでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、住民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- (4) 町防災会議は、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。修正は、原則として次の手順で行う。
 - ① 上記の他、修正を必要とする防災関係機関があれば、修正すべき事項を高畠町防災会議事務局へ提出する。
 - ② 高畠町防災会議事務局は、修正すべき事項を審議し、高畠町地域防災計画修正原案を作成する。必要であれば高畠町防災会議構成機関の担当者会議を開催する。
 - ③ 災害対策基本法第42条第3項の規定により、高畠町地域防災計画の修正について山形県知事に協議する。
 - ④ 高畠町防災会議を開催し、高畠町地域防災計画を修正する。
 - ⑤ 災害対策基本法第42条第4項の規定により、高畠町地域防災計画の要旨を公表する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを町防災会議に提出する。町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ防災対策の推進を図る。また、第13条の規定により策定した高畠町

国土強靱化地域計画（令和3年3月）は、国土強靱化の観点から町における様々な分野の計画等の指針であり、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

<基本目標>

- ・人命の保護が最大限図られる
- ・町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ・町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧・復興

6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 県 | 山形県をいう。 |
| (2) 町 | 高島町をいう。 |
| (3) 法 | 災害対策基本法（昭和36年法律223号）をいう。 |
| (4) 町防災会議 | 高島町防災会議をいう。 |
| (5) 県地域防災計画 | 山形県地域防災計画をいう。 |
| (6) 町地域防災計画 | 高島町地域防災計画をいう。 |
| (7) 県本部 | 山形県災害対策本部をいう。 |
| (8) 県支部 | 山形県災害対策本部の支部をいう。 |
| (9) 町本部 | 高島町災害対策本部をいう。 |
| (10) 県本部長 | 山形県災害対策本部の本部長をいう。 |
| (11) 県支部長 | 山形県災害対策本部の支部長をいう。 |
| (12) 町本部長 | 高島町災害対策本部の本部長をいう。 |
| (13) 防災関係機関 | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| (14) 県警察 | 山形県警察をいう。 |
| (15) 消防本部 | 置賜広域行政事務組合消防本部をいう。 |

7 事務局の設置

総務課に、事務局を置く。

第2章 地域の特徴

1 高島町の概況

高島町は、置賜盆地の東端に位置し、東西の距離15.6km、南北の距離20.7km、総面積は180.26km²で、東北部に上山市、北部に南陽市、西部には最上川上流を境に川西町、南部には米沢市、東部には奥羽山脈をはさんで宮城県の七ヶ宿町、福島県の福島市に接している。境域は次のとおりである。

極南	北緯	37°54′
極北	北緯	38°05′
極東	東経	140°07′
極西	東経	140°17′

2 自然条件

(1) 地形及び地質の特性

『まほろばの里』高島町は、山形県南部に位置し、福島から国道13号線を北上、栗子トンネルを通過すると肥妖な置賜盆地が広がる。西には残雪に輝く飯豊・朝日の山なみ、南に最上川の源流を育む吾妻連峰、東に奥羽山脈を擁し置賜盆地の東部に位置した、奥深い扇状地に拓けた町である。地質は、新第三紀層の諸層が分布している。

歴史は遠く約1万年前にさかのぼる。縄文草創期の国指定文化財『日向洞窟』をはじめ、約200ヶ所に及ぶ遺跡は考古学界に新たな波紋を起し、豊かな土地には四季折々に、サクランボ、ぶどう、洋梨、米及び松茸など自然の産物が豊富に味わえる。

また、県南県立自然公園に代表される奇岩怪石の観音岩等の自然景観は、格別である。

近年は、浜田広介記念館、文化ホールの建設など文化の町として、田園都市にふさわしい「住みよい町づくり」を進めているところである。

(2) 地盤の特性

南部に形成されている扇状地の扇端部及び外縁部は、泥等の堆積物からなり軟弱な地盤があり、長井盆地西縁、山形盆地の断層帯において大規模な液状化が発生する可能性がある。また、山地部では、急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の土砂災害危険箇所が点在し、地震発生時において、大雨や積雪等の気象条件が重なり、被害を増大させるおそれがある。

(3) 気象の特性

高島町は積雪寒冷地帯にあり、東に奥羽山脈、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた置賜盆地に位置するため、日本海、太平洋等の影響は直接受けないが、盆地的気候に支配され、気温の変化が比較的大きく、地形的な関係からフェーン現象が起りやすく、空気も乾燥しやすい。

北部は、丘陵地帯のため降雨時には洪水も起りやすく、夏季には渇水に悩まされ、降霜、降雪時による被害も受けやすく、これらの気象が住民生活並びに農産物等に及ぼす影響は大きい。

各季節ごとの気象の特徴は次のとおり。

① 春（3月～5月）

ア 急速な季節の進み

風雪や厳冬をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。

時折り、名残の寒波が入るが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

イ 消雪の状況

4月上旬頃に雪が消えて気温が上がる。最低気温が0℃以下の日は、3月では20日～25日ぐらい、4月になると5日～8日ぐらい、5月はほとんどない。

ウ 天気の周期的な変化

春は、一年中で最も天気変化の激しい季節である。

天気は、3日～4日ぐらいの周期で変化するようになる。日本海を低気圧が通過することが多く、そのため突風や春雷が発生し、急に気温も上がる。

一年を通じて暴風（日最大風速 $\geq 10\text{ m/s}$ 以下同じ。）日数の最も多いのが、4月及び5月である。

エ 融雪洪水

日本海の低気圧が接近する時には、南風による気温上昇により、しばしば融雪洪水が起こる。

オ 空気の乾燥

4月～5月は、非常に空気が乾燥し風も強いので、大きな火災が発生しやすい。

カ 晩霜

春は晩霜の季節であり、晩霜の終わりは5月上旬から中旬頃であるが、時には6月初旬にも発生することがある。

② 夏（6月～8月）

ア 気温の上昇

平均気温が20℃を超える時期は、6月下旬頃になる。

イ 梅雨入り

梅雨入りは、6月中旬頃であり、梅雨時は、低温と曇りや雨のうっとうしい日が多い。しかし、梅雨に入っても晴天の続く空梅雨（カラツユ）に終わる年もある。

ウ 梅雨末期と大雨と集中豪雨

梅雨の終わりとなる7月中旬から下旬頃、梅雨前線が山形県付近にかかり、その前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。近年、盛夏期に局地的な低気圧の発生や夏の台風の影響等により、集中豪雨が発生している。

エ 梅雨明け

年によって早晚があるが、おおむね7月下旬頃である。

オ 最高気温の時期

梅雨が明け、天候が回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、1年中で最も気温の高い時期である。また、山

脈を越えてくる南風がフェーン現象を起こし、異常な高温を記録することがある。

③ 秋（9月～11月）

ア 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、台風の経路により気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈などに大雨を降らせることが多く（以下「雨台風」という。）、日本海を通るとき雨は比較的少ないが、暴風に見舞われることが多い（以下「風台風」という。）。

イ 秋の長雨

秋の初めには、日本の南岸沿いに秋雨前線が停滞して、梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨の時期ほどはっきりしないが、9月中旬頃から10月上旬頃にかけてである。

ウ 移動性高気圧の通過と周期的天気の変化

秋の長雨が終わると、移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、晴天が数日続きその後雨となる周期的な天気の変化となる。

エ 初霜

初霜を見るのは、10月中旬から下旬頃である。

オ 霧の発生

霧の発生が最も多いのは、10月初旬頃からである。

カ 季節風のはしりと高山の初冠雪

一雨ごとに寒さが加わり、顕著な寒冷前線が通過した後は冬の季節風のはしりが現れる。この寒波で10月上旬頃から下旬頃までの間に、高い山では初冠雪をみる。

キ 初雪

最低気温が0℃以下になるのは、平均して12月上旬頃である。初雪は、11月上旬頃から中旬頃である。

④ 冬（12月～3月）

ア 北西の季節風

12月になると季節風による暴風日数が月6日程になり、この季節は雪を伴って3月頃まで吹き続ける。関東南岸を低気圧が通過する時は、その直前にみぞれを混えた降雪があり、低気圧の通過後は季節風の吹き出しがある。日本海を低気圧が通過する前は、1日ぐらい穏やかな天気が現れる。

季節風は2日～3日ぐらいで終わるが、強い寒波の場合は連日吹雪となる場合がある。

イ 根雪になる時期

通常、12月下旬頃から根雪となる。

(4) 災害要因

① 風水害

ア 台風

本町に被害をもたらす台風のコースは、次の2つのコースに分けられる。

○暴風による強風被害の発生するコース

紀伊半島付近から西日本にかけて上陸し、日本列島を縦断して日本海に抜け北北東に進んだ場合、強風により建物及び施設等の倒壊被害、農産物の被害が発生することが多い。

○豪雨に伴う災害が発生するコース

東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、列島を横断又は太平洋沿岸を通過し、北北東に進んだ場合、大雨が降りやすく浸水や崩壊土砂災害が発生しやすい。

イ 風（台風を除く）

風による被害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風及び寒冷地前線等によるものがある。

強風台風以外の強風被害は少ない。

ウ 竜巻など

寒冷前線の通過時及び寒気の移流により不安定となった場合発生しやすい。

エ 豪雨

台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線、又は局地的な豪雨により、洪水、浸水又は土砂災害が発生する。融雪期、梅雨末期及び台風襲来期等に集中豪雨となり、大きな災害となる。月別豪雨の特徴は、おおむね次のとおりである。

6月	梅雨前線や小笠原高気圧縁辺の前線による豪雨が大半で、台風によるものは皆無である。
7月	6月のように梅雨前線や小笠原高気圧縁辺の前線性豪雨が圧倒的に多い。
8月	台風による豪雨がほとんどである。
9月	台風による豪雨がほとんどである。

(ア) 洪水及び浸水

洪水及び浸水による被害は、7月～9月に集中する。前線及び台風によるものが多いが、近年は融雪期の浸水被害、雷雨による浸水被害が発生する場合がある。

なお、町街地の拡大、道路舗装率の向上等により、保水及び涵養機能が低下している。

近年は、気温の上昇により、1時間に40mm以上の降雨が増加する傾向にある。

(イ) 土砂災害

融雪及び豪雨に伴う土砂災害が多く発生するが、気象現象別に大別すると次のようになる。

a. 土石流

大雨により発生するが、発生の記録がない。

b. がけ崩れ

大雨により発生するが、融雪期、梅雨期、台風期に集中して発生している。

c. 地すべり

融雪期に発生しやすい。

② 雪害等

雪による被害は、西高東低の冬型の気圧配置に伴う季節風による場合と本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものがある。

降雪期間は11月下旬～4月上旬までであり、1月～2月に最も豪雪となりやすい。

雪害を大別すると、次の4つに分けられる。

ア 積雪害

山間部を中心に豪雪地帯が多いため、林業、農業、通信及び交通関係に被害を受けることが多い。また、雪圧のため建造物の倒壊、雪下ろし及び除排雪に伴う事故等の災害もある。

近年、連続的に豪雪となっているため、町豪雪対策本部を設置する回数が増加している。

イ 風雪害

町内の交通機関は、冬の季節風に伴う風雪により影響を受ける場合があり、特に、強い西風により発生する地吹雪には注意する必要がある。

ウ 雪崩

雪崩による災害を大別すると、次の2つに区分される。

(ア) 新雪(表層)雪崩

積雪の表層が滑り落ちる新雪(表層)雪崩で、気温が低く既に積もった積雪の上に数10cm以上の新雪が降った場合に発生しやすく、1月～3月初旬にかけて多い。

(イ) 全層雪崩

積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時、又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3月中旬～4月にかけて多い。

エ 融雪害

3月～4月に日本海を低気圧が通過する時に発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

③ その他の気象災害

ア 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月～5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものである。

イ ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時の強い落雷に伴って発生するもので、5月～7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。

ひょう害は、局地性が強く、被害地は距離10km、幅数km以下の細長い長円形、

又は帯状になることが多い。

ウ 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった時に多く発生する。4月～10月にかけて発生し、8月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が、陸地に侵入して発雷することがある。

落雷により発生する被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等である。近年は電力の瞬断による精密機器工場への影響も大きくなってきている。

エ 冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つに区分される。

(ア) オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、影響を与えることが多い。

(イ) 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方北部に流入して、冬の季節風のような影響を与えることが多い。

オ 干害

主に農業生産に被害を及ぼし、次の2つに区分される。

(ア) 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合

(イ) 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合

(5) 災害素因

① 土砂の崩壊

土砂の崩壊現象は、おおむね土石流、がけ崩れ、地すべりの3つの土砂災害に区分される。

これらの土砂災害警戒区域等は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領（案）・地すべり危険箇所調査要領・急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領に基づき県が調査し、公表した土砂災害危険箇所及び林野庁の山地災害危険地区調査等で把握されている危険箇所である。災害素因として危険箇所の性格をとらえるには、これらの危険箇所を現地調査し、図面を作成するなど、根拠を確実に把握する防災アセスメント及び防災カルテが有効であり、県による土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定が進められている。

ア 土石流

降雨、雪解け水等が集積される急勾配の渓流に多く発生する。

地形的素因	a 河床勾配が15度以上あり、その上流に十分な広さの集水面積がある場合、堆積された河砂利が土石流となるもので最も多く発生することが予想される。 b がけ崩れ等により土砂が河川をせき止めて、天然のダムを形成し、これが一気に崩れて土石流となる。
-------	---

	c がけ崩れ等による土砂が崩れながら流動化して、土石流となる。
地質的素因	花崗岩地帯に最も多く発生し、次に広域変成岩、第三紀・第四紀の火山岩地帯に発生しやすい。
状 況	突発性
速 度	時速20km～60km、泥流の場合はこれより速い。
誘 因	集中豪雨、融雪
兆 候	少ない
特 性	全面に大石を伴って流れることが多い。

イ がけ崩れ

風化現象が進み、降雨による影響を受けやすい急傾斜地に多く発生する。

地形的素因	20度以上の急傾斜地に多く発生するが、最も多く発生するのは40度～49度の傾斜地である。
地質的素因	地質との関連は少ない。
状 況	突発性
速 度	10mm/日以上
誘 因	融雪（4月に多く発生する）、降雨、特に降雨強度に影響される（6月下旬から8月にかけて最も多く発生する。）。
兆 候	少ない
特 性	a 発生する斜面は南側に多い（日照による風化、台風等による南風の影響）。 b 斜面の高さ（H）の2倍～3倍の地域に被害を与えることが多い。 c 各省庁の一斉点検により調査された急傾斜地崩壊危険箇所が町内に多数点在し、法指定されている箇所もある。

ウ 地すべり

グリーンタフを基礎とした新第三紀層及び火山性変質岩地域に多く発生する。

地形的素因	5度～20度の緩斜地に多い。
地質的素因	粘性土をすべり面とし、グリーンタフ（緑色凝灰岩）を主体とする新第三紀層、火山性変質岩の箇所に多く発生する。
状 況	継続性、再発性があり、過去の災害事例を重視する必要がある。
速 度	0.01mm～10mm/日で遅い。
誘 因	地下水に影響され易く、春の融雪期、梅雨末期の集中豪雨時及び冬期初期の降雪期に発生しやすいが、4月の融雪期に最も多く発生する。
兆 候	発生前に亀裂、陥落、隆起や地下水の変動がある。
特 徴	各省庁の一斉点検により調査された地すべり危険箇所が町内に数

	箇所あり、法指定された地域がある。
--	-------------------

3 社会的条件

(1) 人口

令和4年4月1日現在の本町の人口は22,345人、世帯数は7,752世帯である。全体的に人口は減少しているが、世帯数は微増している。

世代別にみると、65歳以上の高齢者の割合は34.3%、14歳以下の子どもの割合は11.5%となっており、全国平均(令和2年国勢調査。65歳以上28.6%、14歳以下11.9%)よりも更に少子高齢化が顕著となっている。

このようなことから、避難誘導の制約が多い高齢者や寝たきりの高齢者、高齢単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯等の避難行動要支援者として位置付けられる方々への対策が重要となってくる。

(2) 土地利用

町土は、住民の貴重な共通の財産であるという認識のもと、利用に当たっては、自然環境を保全すべき区域、農林業としての生産活動区域、市街化形成や公共施設の開発区域及び生きがいのある生活を営むための保養・レクリエーション区域等を明確にしなが、秩序ある計画的な土地の利用を図っていく。

町の総面積180.26km²のうち、可住地面積が76.41km²、林野面積が103.27km²である。農地については、経営耕地が30.61km²だが、遊休農地や耕作放棄地となる土地が増えている。一方宅地等については増加傾向にある。

(3) 環境・交通

幾重にも重なる山々の稜線に囲まれ、四季折々に美しい表情を見せるここ高島の地。その恩恵に加え、交通網や生活機能の充実など、町はますます便利に、そして活気づいている。

環境づくりにおいては、町の大切な財産である風土や歴史、国有の美しい景観、生態系などを守り育てながら、住民の生活や、生産の場としての秩序ある開発及び整備を最優先に推進している。

また、昭和ミニ資料館を始め、美しい花々と歴史、人と人とのふれあいあふれる「花の散歩道」など、自然と都市機能とがバランス良く調和した町づくりも積極的に展開している。

その他にも、上下水道未普及地域の解消やライフラインの確保、治山及び治水事業など、生活に根ざした各種施策を幅広く推進している。

道路環境においては、南北に国道13号、東西に国道113号が走り、県道や都市計画道路、その他の幹線道路と共に生活路線のネットワークを形成している。また、東北中央自動車道の供用開始により山形、福島、宮城の高速交通路線の多重化が実現している。現在整備している東北中央自動車道(仮称)高島スマートインターチェンジの設置により、経済発展はもとより災害時の救援及び物資補給道路としての機能強化が見込まれ、早期の供用開始の実現が望まれる。

鉄道は、JR東日本が運営する奥羽本線及び山形新幹線(新幹線直行特急)が整備されている。

(4) 社会的災害誘因

土砂崩壊	宅地造成工事、道路改良工事及び老朽ため池等の人工池の崩壊等により発生する。
浸水	舗装工事等の進捗による雨水排水設備の不良等により発生する。
大規模な火災	木造建築物密集地域で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下、最大風速10m/s以上の場合は、火災の危険性が高く、かつ大規模になることが多い。
危険物の爆発	工場等の集積地域で、高圧ガス、火薬類、危険物類の爆発及び有毒ガスの拡散による災害。
航空機事故	航空機の墜落炎上等による災害。
特殊災害	放射性物質の漏えい及び高速交通網の発展に伴う集団事故災害等。
その他大規模人為的な災害	その他社会的混乱を巻き起こす大規模な人為的災害等。

4 地域の危険性の総合的把握

高島町の災害誘因、災害素因及び災害履歴から予想される災害を想定して、地域の危険性の全体像を明らかにし、災害対策上必要な施策の方向づけとするものである。

(1) 春の災害

- ① 日本海を低気圧が通過したときに伴う強風による被害。また、降雨と高温により融雪が促進されたときは、山間部中小河川の洪水被害が発生する。
- ② 高温が数日間継続した場合は、山間部急傾斜地で雪崩が発生するおそれがある。このような気象状況においては、南向き山間部急傾斜の雪崩には厳重な警戒を要する。
- ③ 急激な融雪水の浸透により、切土、盛土の法面崩壊が発生するおそれがある。
- ④ 融雪が急激に進む時は、地すべり及びがけ崩れ等の崩壊危険区域での監視が必要となる。
- ⑤ 春の乾燥に伴う建物の火災及び林野火災は、大火になるおそれがある。

(2) 夏の災害

- ① ひょう害は、局地的及び帯状に多発している。
- ② 梅雨の長雨は土砂災害の誘因となるため、警戒を要する。
- ③ 梅雨明け後の台風の被害は雨中心であり、風による被害は少ない。
- ④ 落雷による被害が多い。
- ⑤ 太平洋高気圧に覆われて干害が発生しやすい。

(3) 秋の災害

- ① 台風による強風害、浸水害及び土砂崩壊による被害が発生する。
- ② 10月～11月の低気圧及び季節風による強風害が発生しやすい。

(4) 冬の災害

- ① 高島町の平均積雪は80cm前後であり、これを上回る積雪となった場合は気象状況から豪雪が予想され、日常の住民生活に支障が生じる場合は、高島町災害発生

時の緊急発生対策マニュアルに基づき、災害対策室及び災害対策本部が設置される。

(高島町警戒体制は、24時間降雪が40cmを超えたとき)

- ② 雪害は、雪下ろし等による人的被害と建物の倒壊、小河川及び流水溝への排雪に伴う溢水による浸水等の物的被害が、豪雪の年に発生している。
- ③ 真冬の雪崩被害は近年発生していないが、新雪と低温が影響しあい、山岳での表層雪崩に注意が必要である。

※ 災害時発生時の緊急対策マニュアルを参照

(5) 地質、地形による災害

- ① 県告示指定の土砂災害警戒区域等は、災害履歴があり、大雨や豪雪等の気象状況において、災害が発生しやすいため厳重な警戒が必要である。
- ② 県各課把握の災害危険区域は、一定の調査基準により把握された区域であり、災害の履歴箇所もあるため警戒が必要である。
- ③ 町独自調査の災害危険区域は、人家戸数が少ない箇所であるが、一定の調査基準により把握された箇所であるため注意を要する。

5 防災力等の状況

(1) 消防本部

置賜広域行政事務組合消防本部 (米沢市金池に所在)

※置賜2市2町(米沢市、南陽市、高島町、川西町)を管轄

(2) 消防署 (高島消防署)

職員数	34名
消防ポンプ車	2台
消防ポンプ付救助工作車	1台
指揮車	1台
救急車	2台
広報車	1台
消防水利数	538箇所

(3) 消防団

分団数	6分団
団員数	807名
消防ポンプ	6台
小型動力ポンプ	55台 (内積載車8台)

(4) 自主防災組織

102組織 7,621世帯

高島、二井宿、屋代、亀岡、和田及び糠野目の各地区に自主防災組織連絡協議会設置 (6協議会)

(5) 避難所等

6地区	26箇所
-----	------

第3章 地震により想定される被害等の状況

1 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える大きな被害をもたらされ、このような災害が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸地震に有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯の長期評価」及び「庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、本町を含む置賜地方に影響を及ぼすと思われる「長井盆地西縁断層帯の長期評価」ではマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることが指摘された。

2 被害想定のおえ方

(1) 地震規模の設定

① 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸地震にも有効に機能するようにするための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸地震を想定した。

② 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

③ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

④ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

(2) 震源域の設定

村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

区分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 km
	新庄盆地断層帯	7.0	25 km
	山形盆地断層帯	7.8	60 km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km

※ 新庄盆地断層帯については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

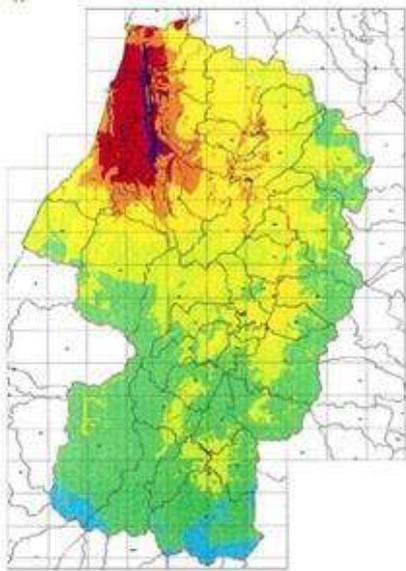
(3) 発生ケースの設定

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくる事が考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース(冬季夕方・冬季早朝・夏季昼間)を設定した。

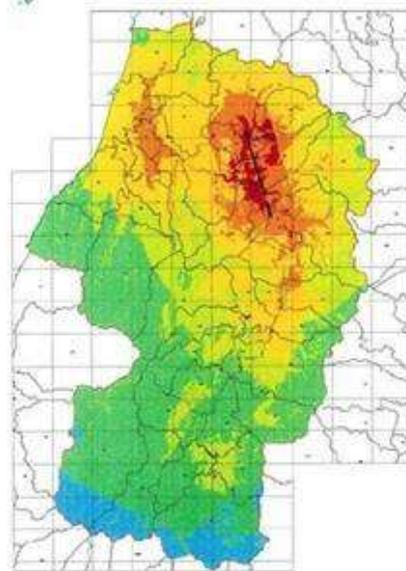
(4) 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など (物置・土蔵等は除く。)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造(木造、RC造等)、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無(地域ブロックごと)
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数(病院で手当を受ける程度の負傷)	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	り災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関 (道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長期間(1か月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
河川構造物	河川堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、LPガス、電気、	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長

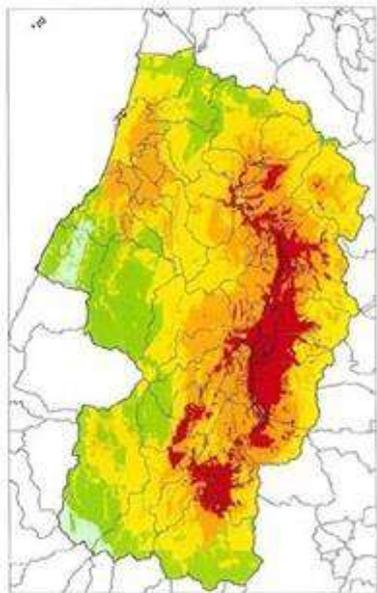
想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
	電話		
危険物施設等	石油タンク、高圧ガス タンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種 類ごと施設数



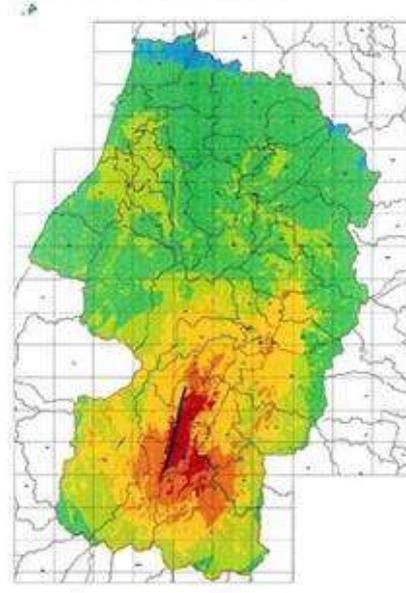
庄内平野東縁地震



新庄盆地周辺地震



山形盆地断層帯地震



長井盆地西縁地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」
：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

3 被害想定概要

(1) 被害の規模

4つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケース（冬季夕方、冬季早朝、夏季昼間）の中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

冬季早朝における想定被害の状況（県全域）

想定項目 \ 想定地震	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709

(2) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。

(3) 本町における被害想定規模

被害想定状況 (高島町)

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度5強		
建物被害	全壊計 (棟、%)	0 (0.00)		
	半壊計 (棟、%)	1 (0.01)		
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯、%) ※	0 (0.0)		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯、%) ※	0 (0.0)		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	0.0		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	1		
	下水道被害率 (%)	0.41		
	下水道排水困難人口 (人)	73		
	停電世帯 (世帯、%)	0 (0.0)		
	電話不通世帯 (世帯、%)	0 (0.0)		
人的被害	死者 (人)	0	0	0
	負傷者 (人)	0	0	0
	避難者：昼間 (人、%)	3 (0.0)		
	避難者：夜間 (人、%)	5 (0.0)		

※データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用 (総管路長で補正した)。

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度7		
建物被害	全壊計 (棟、%)	1,770 (12.27)		
	半壊計 (棟、%)	3,022 (20.94)		
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯、%) ※	6,479 (99.7)		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯、%) ※	6,264 (96.4)		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	33.2		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	4,765		
	下水道被害率 (%)	5.82		
	下水道排水困難人口 (人)	1,042		
	停電世帯 (世帯、%)	1,478 (20.5)		
	電話不通世帯 (世帯、%)	1,189 (13.9)		
人的被害	死者 (人)	59	107	44
	負傷者 (人)	705	1,049	580
	避難者：昼間 (人、%)	2,577 (9.7)		
	避難者：夜間 (人、%)	3,094 (11.6)		

※データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用 (総管路長で補正した)。

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度5弱		
建物被害	全壊計 (棟、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	半壊計 (棟、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ライフライン被害	上水道の断水世帯 (世帯、%)	0 (0.0)		0 (0.0)
	下水道排水困難世帯率 (%)	0.0		
	下水道排水困難世帯数 (世帯)	0		
	停電世帯 (世帯、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	
	電話被害加入者 (件、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	
地震火災焼失棟 (件、%)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数 (人、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	重傷者数 (人、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	負傷者計 (人、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	り災者 (人、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	避難所生活者 (人、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6強		
建物被害	全壊計 (棟、%)	858 (6.8)		630 (5.0)
	半壊計 (棟、%)	1,585 (12.5)		1,370 (10.8)
地震火災	出火件数 (件)	9	4	1
	焼失棟数 (棟)	11	5	1
	焼失率 (%)	0.09	0.04	0.01
ライフライン被害	上水道 (送水管) 被害箇所数 (箇所)	5		
	上水道 (配水管) 被害箇所数 (箇所)	909		
	上水道の断水世帯 (%)	35.9		33.8
	下水道排水困難世帯率 (%)	0.47		
	下水道排水困難世帯数 (世帯)	14		
	停電世帯 (世帯、%)	1,728 (25.8)		1,572 (23.5)
	電話被害加入者 (箇所、%)	1,922 (22.3)		1,713 (19.9)
人的被害	死者 (人、%)	47 (0.18)	57 (0.21)	33 (0.12)
	負傷者 (人、%)	605 (2.26)	690 (2.51)	477 (1.78)
	建物被害り災者 (人、%)	5,187 (19.38)	5,174 (18.81)	4,230 (15.79)
	避難所生活者 (人、%)	2,318 (8.65)	2,310 (8.40)	1,836 (6.85)

第4章 防災ビジョン

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から 11 年が経過し、今もなお、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力が続けられている。

風水害においては、令和 2 年 7 月豪雨や令和 4 年 8 月豪雨により本県を貫流する最上川の主要な水位観測所で計画水位高を超過する状況となり、周辺自治体に甚大な被害が発生した。

国においては、令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨等の大規模風水害を踏まえた災害対策基本法の改正（令和 3 年 5 月）や防災基本計画の修正のほか、避難情報に関するガイドラインの改定（令和 3 年 5 月）等も踏まえ、避難勧告・指示の一本化による避難情報の見直し、個別避難計画の市町村の作成努力義務化、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対応、あらゆる関係者が協働して取組む「流域治水」の推進等が盛り込まれた。

本町においても、災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正、山形県地域防災計画の修正等を踏まえ、高島町地域防災計画を改訂するとともに、災害から住民の生活と地域を守り、安全で安心した住民生活の確保を図るべく防災ビジョンを示し、減災に向けた取組を進めていくものとする。

1 計画の基本理念

高島町町民憲章の理念及び第 6 次高島町総合計画のまちづくりの目標を基本計画の基本として、高島町がめざす防災目標を『安全で安心な暮らしのできる災害に強いまち・高島』に設定する。

『安全で安心な暮らしのできる災害に強いまち・高島』を実現するために、以下の計画目標を掲げる。

- 一、 災害につよい安全なまちづくり
- 一、 安心して生活がおくれるまちづくり
- 一、 ふれあい・うるおいのあるやさしいまちづくり
- 一、 防災の意識向上による、『確実・安全・迅速』協力体制のまちづくり

(1) 災害につよい安全なまちづくり

災害につよい安全なまちを作っていくためには、地域住民の防災活動に関わる場所が大きく、日頃から防災に対する意識の高揚を図ることが不可欠である。「公助」による応急対策だけでは、大規模災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。

一方、行政としても住民生活の安全を確保し、地域の防災安全性を高めていくには、防災関係行政機関との緊密な連携体制強化はもとより、自主防災組織の育成や防災知識の普及を推進し、危険箇所把握に努め、高度に進展する都市化、情報化及び高齢化に伴い、複雑多様化する災害に対応できるよう、災害時に必要な防災資機材や情報網を計画的に整備する。

また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立った防災対策を推進する。

(2) 安心して生活がおくれるまちづくり

町内の地すべり、がけ崩れ等の土砂災害警戒区域及び雪崩危険区域箇所等について把握し、砂防事業や治山事業等の災害予防、被害軽減のための事業を推進するとともに、現地に即応した避難体制の確立を図り、災害情報の収集・伝達を的確に、効果的に行う必要がある。町は、平成28年度に町防災行政無線のデジタル化を実施しており、山形県防災行政無線とあわせて、総合的な災害情報を収集伝達できるように防災行政無線システムの確立を図っている。

また、本庁舎については、施設の老朽化や耐震性能の不足等が懸念されており、大規模災害時における効率的な応急対応を含め、業務継続の観点からも防災拠点施設としての整備が必要となっている。令和7年5月の移転開庁を目指して整備する新庁舎は、耐震性を確保するとともに非常用電源を確保するなど、災害情報の収集や避難情報の発信を確実に行うことが可能な環境を整える。また、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

さらには、より効率的な輸送が図れるよう道路等の交通体系を整備するとともに、災害時の交通規制の体系を設ける。

(3) ふれあい・うるおいのあるやさしいまちづくり

高齢化、少子化、核家族化、都市化等の社会現象の進行及び災害の広域化等、防災行政を取り巻く社会環境の変化に応じ、災害時の人命に関わる救急活動及び要配慮者に対する福祉活動並びにバリアフリー化等を推進する。

平成25年6月の災害対策基本法の改正で避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けられ、さらに令和3年5月の災害対策基本法の改正で個別避難計画について市町村での作成が努力義務化されたこと等を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、地域での支援体制の強化を推進するものとする。また、近隣社会が相互に協力し合い、積極的に避難救護等の援助を行う自主防災組織の育成とその活動の活性化対策を推進する。

福祉体制においても、保養施設の整備や高齢者等の「緊急通報システム」を拡充する一方、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の要配慮者に対するコミュニティケア体制を確立する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取入れた防災対策を推進するものとする。

(4) 地域防災力の向上による、『確実・迅速・安全』協力体制のまちづくり

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、行政、住民及び事業所のあらゆる人々がともに協力し、災害に当たることが要請される。そのため、住民や事業所が持っている防災に対する力を十分発揮できるよう、あらゆる階層を対象とした系統的

で効果的な防災教育を行うことや、個別又は総合的な防災訓練を実施することが重要な意味を持つこととなる。

2 計画の前提 【 想定する被害程度 】

高畠町内で発生する災害では、次のような被害程度が予想される。

(1) 風水害

人命損失や生活障害の程度は小さいが、最も頻度が高い災害である。大雨による河川等の氾濫、土砂災害、低地での浸水、水田への冠水、又は台風による家屋倒壊等が発生する。

① 水 害 河川改修等により河川氾濫は減少しているが、道路等の都市基盤整備にあわせ涵養機能が低下し、都市部では排水路等からの浸水及び平地での水田冠水が発生する危険性は高い。

② 土砂災害 土砂災害警戒区域等が町内に多く点在するが、付近に人家が少ないこと、急傾斜地の整備が進んだことから、比較的災害程度は低い。
ただし、発生すれば人命及び家屋への危険度は高い。

(2) 地震災害

発生頻度は低いが、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす災害である。

高畠町周辺で大規模な地震災害は昨今発生していないが、山形県地震対策基礎調査によれば、西に長井盆地西縁断層帯、北に山形盆地断層帯が存在し、その被害のシミュレーションが行われている。

本町に最も影響を及ぼすと思われる「山形盆地断層帯の地震」の想定されるマグニチュードはM7.8、「長井盆地西縁断層帯の地震」の想定されるマグニチュードはM7.7であり、全国の主要断層帯の中でも「高いグループ」に属している。

人的及び物的損害が生じる危険性は大きく、積雪時期に発生すれば更に被害は拡大するおそれがある。

(3) 雪 害

冬季の降雪状況により、様々な生活被害が生じるおそれがある。山間地では地形の影響等により雪崩の危険性もある。

第5章 町及び防災関係機関等の事務並びに業務の大綱

町及び町内の公共的団体並びにその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務及び業務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

1 実施機関

(1) 町

町は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的な処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関及び他の指定行政機関が相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導又は助言の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その事業が公共性及び公益性であることから、災害時は自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるように協力するものとする。

(5) 公共的關係機関

公共的關係機関は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、当該施設等の災害応急処置と町及び他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

(6) 防災上重要な関係団体並びに関係業者

それぞれの事務及び業務に基づき町が行う災害応急対策に協力する。

2 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
高島町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議に関するすること。 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関するすること。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関するすること。 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関するすること。 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関するすること。 6 防災に係わる教育及び訓練に関するすること。 7 通信施設及び組織の整備に関するすること。 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関するすること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関するすること。 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請並びに他の市町村長に対する応援の要求に関するすること。 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関するすること。 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関するすること。 5 災害情報の収集に関するすること。 6 災害広報に関するすること。 7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関するすること。 8 被災者の救助に関するすること。 9 消防活動及び浸水対策活動に関するすること。 10 緊急輸送の確保に関するすること。 11 ライフラインの確保に関するすること。 12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者のための相談に関するすること。 2 見舞金等の支給等に関するすること。 3 雇用の安定に関するすること。 4 住宅対策に関するすること。 5 租税の特例措置に関するすること。 6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関するすること。 7 公共施設等の災害復旧に関するすること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	<p>9 治山治水、その他地域保全に関すること。</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は、拡大防止のための措置に関すること。</p>	<p>施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。</p> <p>15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p>	

(2) 県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県	<p>1 山形県防災会議に関すること。</p> <p>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。</p> <p>3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。</p> <p>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の</p>	<p>1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること。</p> <p>2 防災関係機関相互の総合調整に関すること。</p> <p>3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</p> <p>4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</p> <p>6 建設機械及び技術者の現況把握、</p>	<p>1 被災者のための相談に関すること。</p> <p>2 見舞金等の支給等に関すること。</p> <p>3 雇用の安定に関すること。</p> <p>4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。</p> <p>5 住宅対策に関すること。</p> <p>6 租税の特例措置に関すること。</p> <p>7 農林漁業者及び中小企業等に対す</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	<p>改善に関する事 こと。</p> <p>5 防災思想の普及 及び災害安全運動 に関する事 こと。</p> <p>6 防災に係る教育 及び訓練に関する 事 こと。</p> <p>7 通信施設及び組 織の整備に関する 事 こと。</p> <p>8 水防、消防、救 助その他の災害応 急に関する施設及 び組織の整備並び に物資及び資機材 の備蓄に関する事 こと。</p> <p>9 治山治水その他 県土の保全に関する 事 こと。</p> <p>10 建物の不燃堅ろ う化その他都市の 防災構造上の改 善、災害危険区域 の指定及び対策に 関する事 こと。</p> <p>11 災害発生の防ぎ よ又は拡大防止の ための措置に関する 事 こと。</p> <p>12 在宅の災害時要 配慮者対策に関する 事 こと。</p>	<p>並びにその緊急使 用又は従事命令に 関する事 こと。</p> <p>7 損失及び損害補 償並びに公的徴収 金の減免等に関する 事 こと。</p> <p>8 応急措置のため の財産又は物品貸 付けに関する事 こと。</p> <p>9 市町村の実施す る消防活動及び浸 水対策活動に対す る指示、援助に関 する事 こと。</p> <p>10 災害救助法に基 づく被災者の救助 に関する事 こと。</p> <p>11 災害予警報等の 情報伝達並びに災 害情報の収集伝達 に関する事 こと。</p> <p>12 災害広報に関する 事 こと。</p> <p>13 緊急輸送の確保 に関する事 こと。</p> <p>14 ライフラインの 確保に関する事 こと。</p> <p>15 公共土木施設、 農地・農業用施設 及び林地・林業用 施設等に対する応 急措置に関する事 こと。</p> <p>16 農産物、家畜、 林産物及び水産物 に対する応急措置 に関する事 こと。</p> <p>17 食料その他の生 活必需品の需給調 整に関する事 こと。</p>	<p>る金融対策に関する 事 こと。</p> <p>8 公共施設等の災 害復旧に関する事 こと。</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		<p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
置賜保健所	1 環境保健の防災対策に関すること。	<p>1 被災地における医療、保健、衛生活動の指導及び応援に関すること。</p> <p>2 医療品、血液、その他衛生材料の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>3 環境衛生、食品衛生の保持に関すること。</p>	1 避難所等における保健衛生の確保に関すること。
南陽警察署	<p>1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。</p> <p>2 災害警備の教養訓練に関すること。</p> <p>3 防災広報に関すること。</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集に関すること。</p> <p>2 被災者の救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。</p>	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止 その他秩序の維持 に関すること。	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
農林水産省東北農政局山形県拠点	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する こと。 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関する こと。	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関する こと。 2 災害時における応急食料の供給に関する こと。	1 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉾害復旧事業、災害金融に関する こと。
東北森林管理局置賜森林管理署米沢森林事務所	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する こと。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関する こと。	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する こと。	1 森林、林道及び林業施設の災害復旧に関する こと。
仙台管区気象台 (山形地方気象台)	1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する こと。 2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する こと。 3 気象業務に必要な	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する こと。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予	1 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関する こと。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所 南陽出張所 米沢国道維持出張所 緊急災害対策派遣隊((TEC-FORCE)・リエゾン)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 4 緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)などによる災害時における復旧資材の確保に関すること。 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊法第 100 条に基づく土木工事等の受託に関する

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	<p>の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態等に伴う部隊等の派遣に関すること。</p> <p>2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路警戒に関すること。</p> <p>3 診察、防疫の支援に関すること。</p> <p>4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。</p> <p>5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。</p>	ること。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東日本電信電話株式会社山形支店	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	<p>1 気象通報の伝達に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減</p>	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金減免等料金の特

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		免に関する事。	例に関する事。 2 電気通信施設の災害復旧に関する事。
株式会社NTTドコモ東北支社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	1 災害時における移動通信の確保に関する事。	1 移動通信設備の災害復旧に関する事。
KDDI株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	1 災害時における移動通信の確保に関する事。	1 移動通信設備の災害復旧に関する事。
ソフトバンク株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	1 災害時における移動通信の確保に関する事。	1 移動通信設備の災害復旧に関する事。
楽天モバイル株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	1 災害時における移動通信の確保に関する事。	1 移動通信設備の災害復旧に関する事。
東北電力株式会社 置賜営業所 東北電力ネットワーク株式会社米沢電力センター	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事。	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関する事。	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関する事。 2 電力供給施設の災害復旧に関する事。
日本郵便株式会社 高島郵便局	1 災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関する事。		1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関する事。 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
			事務取扱及び援護対策に関すること。 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。
山交バス株式会社 米沢営業所		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
米沢平野土地改良区	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

(6) 公共的關係機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形おきたま農業協同組合たかはた支店	1 災害時の情報収集及び緊急伝達体制計画に関すること。 2 農作物、農地、農業用施設等の災害予防の啓蒙に関すること。	1 農作物、農地、農業用施設等の被災の情報収集・伝達に関すること。 2 農作物、農地、農業用施設等の災害応急対策に関すること。 3 食料及び生活必需品等物資のあっせん協力に関すること。	1 農作物、農地、農業用施設等の災害復旧に関すること。 2 農林業災害復旧資金の融通と融資あっせんに関すること。
米沢地方森林組合	1 災害時の情報収集及び緊急伝達体制計画に関すること。	1 森林、林道、林業施設等の被災の情報収集・伝達に関すること。	1 森林、林道、林業施設等の災害復旧に関すること。 2 農林業災害復旧

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	2 森林の災害予防の啓蒙に関する事 こと。	2 森林、林道、林業施設等の災害応急対策に関する事 こと。 3 災害応急用材の供給に関する事 こと。	資金の融通と融資あっせんに関する事 こと。
南陽市東置賜郡医師会	1 災害医療救護班の編成計画に関する事 こと。	1 災害時における医療救護に関する事 こと。	
高畠町環境衛生組合連合会	1 災害時の緊急非常配備及び動員体制計画に関する事 こと。	1 災害時における飲料水の確保及び応急対策に関する事 こと。 2 災害時における汚染ゴミ、し尿等の収集処理対策に関する事 こと。	1 環境衛生事業の災害復旧対策に関する事 こと。
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）		1 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関する事 こと。	
住民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関する事 こと。		

(7) 防災上重要な団体、関係業者

公共的な団体である高畠町商工会、高畠町建設クラブ、高畠町危険物安全協会、高畠町石油商業協同組合、高畠町社会福祉協議会、建設業者、一般運送会社、危険物・高圧ガス等貯蔵施設管理者、販売業者、電気工事者、水道工事者等、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの事務及び業務要綱等に基づき関係機関と協力して、

災害応急措置及び災害復旧事業を行うものとし、本計画で定める災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高島町商工会	救援物資、復旧資材の確保についての協力あつせん
高島町青年会議所	災害時における物価安定についての協力あつせん
一般病院及び医院	災害時における収容患者に対する医療の確保 災害時における負傷者等の医療救護
一般輸送業者	災害時における緊急輸送の協力
一般建設業者	災害時における応急復旧協力
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置
青年団体、女性団体等の文化事業団	災害時における応援体制の確立
町内会等の地域住民組織	隣保互助の精神に基づく自主防災組織の確立

第6章 計画の運用等

1 平常時の運用

(1) 防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

各種施策・事業の企画及び立案の段階において、当該施設、事業が防災ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているか、又は反するものとなっていないかを点検し、問題がある場合は、当該施策及び事業の修正を行わなければならない。

(2) 災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画等の習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限に食い止めるために防災活動を展開することになる。防災活動は、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当職員の活動計画の習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については、日頃から習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備するものとする。

(3) 防災会議への報告

町及び関係機関は、防災ビジョン、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画に基づいた事務の遂行状況、今後の目標及び方針を防災会議に報告するものとする。

2 発生時の運用

地震災害、風水害及びその他の災害が発生した場合には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。各機関は、関係ある事項について修正がある場合は、毎年3月末までに修正案を町総務課に提出する。

4 計画の周知

この計画は、町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

